令和５年第一回定例会提出議案一覧

予算案件（30件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	1	令和５年度熊本市一般会計予算	財政局 財政課
2	2	令和５年度熊本市国民健康保険会計予算	財政局 財政課
3	3	令和５年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	財政局 財政課
4	4	令和５年度熊本市介護保険会計予算	財政局 財政課
5	5	令和５年度熊本市後期高齢者医療会計予算	財政局 財政課
6	6	令和５年度熊本市農業集落排水事業会計予算	財政局 財政課
7	7	令和５年度熊本市産業振興資金会計予算	財政局 財政課
8	8	令和５年度熊本市競輪事業会計予算	財政局 財政課
9	9	令和５年度熊本市公共用地先行取得事業会計予算	財政局 財政課
10	10	令和５年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計予算	財政局 財政課
11	11	令和５年度熊本市奨学金貸付事業会計予算	財政局 財政課
12	12	令和５年度熊本市公債管理会計予算	財政局 財政課
13	13	令和５年度熊本市病院事業会計予算	財政局 財政課
14	14	令和５年度熊本市水道事業会計予算	財政局 財政課
15	15	令和５年度熊本市下水道事業会計予算	財政局 財政課
16	16	令和５年度熊本市工業用水道事業会計予算	財政局 財政課
17	17	令和５年度熊本市交通事業会計予算	財政局 財政課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
18	18	令和４年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
19	19	令和４年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
20	20	令和４年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
21	21	令和４年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
22	22	令和４年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算	財政局 財政課
23	23	令和４年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
24	24	令和４年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
25	25	令和４年度熊本市奨学金貸付事業会計補正予算	財政局 財政課
26	26	令和４年度熊本市公債管理会計補正予算	財政局 財政課
27	27	令和４年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
28	28	令和４年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
29	29	令和４年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課
30	30	令和４年度熊本市交通事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（22件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	31	熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について	政策局 政策企画課
2	32	熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務局 人事課
3	33	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
4	34	熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
5	35	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
6	36	熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
7	37	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
8	38	熊本市職員退職手当基金条例の制定について	総務局 労務厚生課
9	39	熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について	消防局 警防課
10	40	熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について	消防局 警防課
11	41	熊本市記念館条例の一部改正について	文化市民局 文化財課
12	42	熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	教育委員会 青少年教育課
13	43	熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部改正について	教育委員会 博物館 健康福祉局 生活衛生課
14	44	熊本市立幼稚園条例の一部改正について	教育委員会 指導課
15	45	熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部改正について	健康福祉局 健康福祉政策課 子ども発達支援センター 子ども政策課 子ども支援課
16	46	熊本市社会福祉審議会条例等の一部改正について	健康福祉局 健康福祉政策課 保育幼稚園課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
17	47	熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	健康福祉局 国保年金課
18	48	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局 総務企画課
19	49	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	上下水道局 総務課
20	50	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について	都市建設局 都市政策課 開発指導課 建築指導課
21	51	熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部改正について	都市建設局 都市政策課
22	52	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	交通局 総務課

その他の案件（42件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	自53 至80	市道の認定について（２８路線）	都市建設局 土木総務課
2	自81 至85	市道の廃止について（５路線）	都市建設局 土木総務課
3	86	和解の成立について（市が発注した工事により生じた本市下水道事業の損害に対する負担割合の決定）	都市建設局 道路保全課
4	87	包括外部監査契約締結について	総務局 総務課
5	88	熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について	政策局 政策企画課
6	89	熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部変更について	農水局 北東部農業振興センター 基盤整備課
7	90	財産の譲与について（向山幼稚園五福ことばの教室園舎）	教育委員会 学校改革推進課
8	91	財産の処分について（金・銀・プラチナ）	健康福祉局 健康福祉政策課
9	92	特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	文化市民局 地域政策課
(10)	93	工事請負契約締結について（一般県道池上インター線Ｂランプ橋橋梁鋼上部工工事）	総務局 工事契約課
(11)	94	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）池上地区道路改良その９工事）	総務局 工事契約課

報告案件（11件）

整理番号	報番号	案　　件	所管課
1	1	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	総務局 法制課
2	2	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
3	3	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（Ｐ２）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
4	4	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工Ｐ５工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
5	5	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋橋梁下部工（Ｐ１・Ａ１）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
6	6	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－１－１）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	7	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－１－２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	8	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③－２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	9	専決処分の報告について（一般県道池上インター線Ｃランプ橋（Ｃ２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	10	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	11	専決処分の報告について（国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和５年第一回定例会提出議案一覧

【　条例案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 議第 31 号	件名：熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について ＜制定理由＞ 　地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための熊本市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　積立額　一般会計歳入歳出予算で定める額 ２　管理　金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管等 ３　運用益金の処理　一般会計歳入歳出予算に計上し、経費の財源に充当（剰余金のある場合は、基金に編入） ４　その他 ＜施行日＞ 　公布の日
【２】 議第 32 号	件名：熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　定年引上げに伴う給料月額の特例を降給の事由として明確化するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　６０歳到達日後の最初の４月１日以後の職員の給料月額を６０歳時の７割水準とすることを降給の事由として明確化 ＜施行日＞ 　令和５年（２０２３年）４月１日

【３】 議第 33 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　附属機関の設置 　市長の附属機関 　(1)　熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会 　(2)　こども局指定管理者候補者選定委員会 　(3)　熊本市土地利用方針検討委員会 　(4)　中央区役所指定管理者候補者選定委員会 　教育委員会の附属機関 　(1)　熊本市生涯学習推進計画策定委員会 　(2)　天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会 　(3)　熊本市教育行政審議会 ２　附属機関の廃止 　市長の附属機関 　(1)　桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会 　(2)　熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 　教育委員会の附属機関 　(1)　市立高等学校等改革検討委員会 　(2)　市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会 ３　附属機関の名称の変更 　(1)　熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会 　　→　熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会 ＜施行日＞ 　令和５年（２０２３年）４月１日
【４】 議第 34 号	件名：熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を変更するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　高齢者部分休業が可能となる年齢 　　現　行：原則５５歳、医師及び歯科医師は６０歳 　　改正後：一律５５歳 ＜施行日＞ 　令和５年（２０２３年）４月１日

【５】 議第 35 号	件名：熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について ＜改正理由＞ 執行体制の再編に伴う規定の整備をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ こども局の新設に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【６】 議第 36 号	件名：熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 特別職の職員の報酬額を改定する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　特別職の職員の報酬額の改定 (1)　国民健康栄養調査員 日額 9,070 円 → 日額 9,210 円 (2)　交通安全対策会議委員及び交通安全対策会議特別委員　など 日額 10,000 円以内 → 日額 10,000 円 ２　名称の変更 (1)　子どもの未来応援基金運営委員会委員 →　こどもの未来応援基金運営委員会委員 (2)　自転車駐車対策等協議会委員 →　自転車利用推進協議会委員 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【７】 議第 37 号	件名：熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 一般職の給与改定の実施に伴い、会計年度任用職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　給料月額の引上げ ２　令和５年度（２０２３年度）以降の期末手当の支給割合の改定 ６月支給、１２月支給ともに 1.20 月分 → 1.25 月分（各＋0.05 月分） ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【８】 議第 38 号	件名：熊本市職員退職手当基金条例の制定について ＜制定理由＞ 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号）に基づく退職手当の支払の財源に充てるための熊本市職員退職手当基金を設置するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　積立額　一般会計歳入歳出予算で定める額 ２　管理　金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管等 ３　運用益金の処理　一般会計歳入歳出予算に計上し、支払の財源に充当（剰余金のある場合は、基金に編入） ４　その他 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【９】 議第 39 号	件名：熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 消防団の機能別団員として新たに災害対応団員を設置するとともに、消防団員の定年を定める等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　消防団に機能別団員として災害対応団員を設置する。 ※ 災害対応団員　災害発生時における活動等に従事する団員（１５年以上の経験を有する消防団員退職者のうちから任命） ２　消防団員の定年は、７０歳（団長及び副団長の職にある者については、７５歳）とする。 ３　消防団員の定員（４，８００人）について、次のとおり内訳を定める。 (1)　基本団員　４，３００人 (2)　機能別団員　５００人 ４　その他規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１０】 議第 40 号	件名：熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 消防団員の退職報償金の支給対象者を変更するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 消防団員の退職報償金の支給対象者の変更 現　行：消防団員として通算５年以上勤務した者 改正後：消防団員のうち基本団員として通算５年以上勤務した者 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１１】 議第 41 号	件名：熊本市記念館条例の一部改正について ＜改正理由＞ 記念館の移転及び追加をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　熊本洋学校教師ジェーンズ邸の位置の変更 中央区水前寺公園２２番１６号 → 中央区水前寺公園１２番１０号 ２　夏目漱石大江旧居（中央区水前寺公園２１番１６号）を記念館として追加 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１２】 議第 42 号	件名：熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第１５９号）の施行等による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※ 省令の主な改正内容 (1)　利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における安全計画を策定すること。 (2)　感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施する等のための業務継続計画を策定すること。 (3)　事業を利用している児童の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等の確実な方法により利用者の所在を確認しなければならないこと。 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１３】 議第 43 号	件名：熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部改正について ＜改正理由＞ 博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第２４号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 引用条項の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１４】 議第 44 号	件名：熊本市立幼稚園条例の一部改正について ＜改正理由＞ 熊本市立向山幼稚園のことばの教室の移転に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 熊本市立向山幼稚園のことばの教室（現在は旧熊本五福幼稚園の敷地の一部で実施）の実施場所を向山幼稚園内に移転することに伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１５】 議第 45 号	件名：熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部改正について ＜改正理由＞ 基金及び公の施設等の名称を変更するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 次に掲げる条例につき、名称の変更に係る規定の整備を行う。 (1)　熊本市子どもの未来応援基金条例（平成６年条例第１４号） (2)　熊本市子ども文化会館条例（平成６年条例第４３号） (3)　熊本市すこやか交流広場条例（平成１８年条例第６７号） (4)　熊本市子ども発達支援センター条例（平成１９年条例第８９号） ※　名称中の「子ども」の表記を「こども」に改めるもの（(3)にあっては、「子どもふれあい農園」を「こどもふれあい農園」に改めるもの） ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１６】 議第 46 号	件名：熊本市社会福祉審議会条例等の一部改正について ＜改正理由＞ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）の施行による児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 次に掲げる条例につき、引用条項の整備等を行う。 (1)　熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号） (2)　熊本市児童発達支援ルーム条例（平成２５年条例第６７号） (3)　熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成２６年条例第６５号） ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１７】 議第 47 号	件名：熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第２６号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　引用条項の整備 ＜施行日＞ 　公布の日
【１８】 議第 48 号	件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を他の職員と同様に５５歳とすることに伴う規定の整備 ＜施行日＞ 　令和５年（２０２３年）４月１日
【１９】 議第 49 号	件名：熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を他の職員と同様に５５歳とすることに伴う規定の整備 ＜施行日＞ 　令和５年（２０２３年）４月１日

【２０】 議第 50 号	件名：熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）の施行による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の一部改正等に伴い、新たな手数料の追加等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　建築基準法の一部改正に伴う新たな手数料の追加 ・建築物の容積率の特例認定申請手数料　27,000 円 ・建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の特例許可申請手数料　160,000 円　等 ２　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）関係の手数料の追加等 (1)　低炭素建築物新築等計画の認定申請について、誘導仕様基準により評価された住宅に係る低額の手数料を追加 (2)　低炭素建築物新築等計画の認定申請単位の変更 (3)　その他規定の整備 ３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）関係の手数料の追加等 (1)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請について、誘導仕様基準により評価された住宅に係る低額の手数料を追加 (2)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請単位の変更 (3)　その他規定の整備 ４　宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）の題名変更等に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 改正内容１　→　令和５年（２０２３年）４月１日 改正内容２及び３　→　公布の日 改正内容４　→　令和５年（２０２３年）５月２６日

【２１】 議第 51 号	件名：熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 引用する法律の題名変更等に伴う規定の整備 宅地造成等規制法 → 宅地造成及び特定盛土等規制法 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）５月２６日
【２２】 議第 52 号	件名：熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を他の職員と同様に５５歳とすることに伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【　その他の案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 自 議第 53 号 至 議第 80 号	件名：市道の認定について（２８路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属 (2)　管理引継 (3)　地元要望 ※　市道認定基準　幅員４ｍ以上、縦断勾配９％以下等 ＜主な内容＞ 保田窪３丁目第１号線　外２７路線
【２】 自 議第 81 号 至 議第 85 号	件名：市道の廃止について（５路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　管理引継 (2)　学校敷地への用途変更 ＜主な内容＞ 植木舞尾第１号線　外４路線

【３】 議第 86 号	件名：和解の成立について（市が発注した工事により生じた本市下水道事業の損害に対する負担割合の決定） ＜提出理由＞ 市が発注した工事における下水道管破損事故により生じた本市下水道事業の損害に対する負担割合について、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　相手方 熊本市南区富合町小岩瀬２４０番地２ 株式会社　新光組 代表取締役　田代　貴裕 ２　事件の概要 令和３年（２０２１年）５月１８日、市が発注した国道５０１号（坪井川橋側道橋）緊急応急補強工事において、同工事の受注者である相手方が鋼矢板の打設を行っていたところ、坪井川の河床に埋設されていた小島ポンプ場下水道圧送管を誤って破損し、本市下水道事業に１７３，２１７，５６０円の損害を与えた。このことについて、市及び相手方にそれぞれ過失が認められることから、市と相手方との間で当該損害に対する負担割合を定める必要が生じた。 ３　和解条項 (1)　市及び相手方は、本市下水道事業に生じた損害について、市４割、相手方６割の過失割合に応じた賠償義務があることを認める。 (2)　本件は以上で解決し、本件に関し他に何ら債権債務のないことを確認する。
【４】 議第 87 号	件名：包括外部監査契約締結について ＜提出理由＞ 包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３６第１項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　契約の始期　令和５年（２０２３年）４月１日 ２　契約の金額　１２，７２１，０００円を上限とする額 ３　費用の支払方法 監査報告提出後に支払う。ただし、基本費用の２分の１の範囲内で前金払をすることができる。 ４　契約の相手方　公認会計士　奥村　栄隆

<table>
<tr><td>【５】
議第 88 号</td><td>件名：熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

＜提出理由＞
熊本市と甲佐町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの
＜主な内容＞
熊本市と甲佐町が連携する取組としてＩＣＴを活用した広域的な情報発信に係る事項を追加する。</td></tr>
<tr><td>【６】
議第 89 号</td><td>件名：熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部変更について

＜提出理由＞
熊本市と菊池市との間における国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの
＜主な内容＞
国の事業名称等の変更に伴う規定の整備
＜規約の変更日＞
令和５年（２０２３年）４月１日</td></tr>
<tr><td>【７】
議第 90 号</td><td>件名：財産の譲与について（向山幼稚園五福ことばの教室園舎）

＜提出理由＞
熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎の譲与について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの
＜主な内容＞
１　譲与する財産の表示
(1)　建物
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>構造</th><th>床面積（㎡）</th></tr><tr><td>熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎</td><td>熊本市中央区万町１丁目４番２</td><td>鉄筋コンクリート造２階建て</td><td>２５７．９０</td></tr></table>(2)　前号に掲げる建物に付随する工作物一式
２　譲与の相手方　熊本市中央区段山本町４番１号
学校法人　熊本ＹＭＣＡ学園
理事長　光永　尚生</td></tr>
</table>

【８】 議第 91 号	件名：財産の処分について（金・銀・プラチナ） ＜提出理由＞ 　金、銀及びプラチナの処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　財　　産　　金　７，５２８．８６グラム 　　銀　２９，３３１．００グラム 　　プラチナ　１２４．１９グラム ２　処分価格　　６８，８２５，２６５円 ３　相 手 方　　熊本市北区武蔵ケ丘９丁目５番７６号 　　株式会社　星山商店 　　代表取締役　星山　一憲
【９】 議第 92 号	件名：特定の事務を取り扱う郵便局の指定について ＜提出理由＞ 　特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号）第３条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　指定する郵便局の名称 　(1)　熊本中央郵便局 　(2)　熊本東郵便局 ２　取扱事務 　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）に係る次に掲げる事務 　・電子証明書の発行の申請の受付 　・電子証明書の発行の申請に係る利用者確認のための書類の受付 　・申請に係る電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し 　・電子証明書の失効を求める旨の申請の受付 　・失効を求める旨の申請に係る利用者確認のための書類の受付 ３　取扱期間 　自　令和５年（２０２３年）１０月１日 　至　令和６年（２０２４年）３月３１日

（１０） 議第 93 号	件名：工事請負契約締結について（一般県道池上インター線Ｂランプ橋橋梁鋼上部工工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　９１５，７０６，０００円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区博多駅東２丁目５－１９ 川田工業株式会社　九州営業所 所長　柴田　友和 ※ 工期　本年４月１日から令和７年（２０２５年）１月３０日までの予定
（１１） 議第 94 号	件名：工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）池上地区道路改良その９工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　８２６，４７４，０００円 ２　契約の相手方　　十五・西部・大智建設工事共同企業体 代表者　熊本市中央区十禅寺１丁目１０番１４号 株式会社　十五建設 代表取締役　木野　弘道 熊本市南区海路口町３３３２番地２ 株式会社　西部開発 代表取締役　鹿子木　亜由美 熊本市東区石原２丁目１番３５号 大智　株式会社 代表取締役　古木　幸恵 ※ 工期　本年４月１日から令和６年（２０２４年）９月３０日までの予定

【　報告案件　】

<table>
<tr><th>整理番号
報番号</th><th>件名、提出理由及び主な内容等</th></tr>
<tr><td>【１】
報第１号</td><td>件名：専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
＜提出理由＞
損害賠償額の決定について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第２号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの
＜主な内容＞
・件数　７０件
・損害賠償総額　２０，６４３，９２２円
（令和４年（２０２２年）１月１日～同年１２月３１日）
＜備考＞
<table>
<tr><th>種類</th><th>件数</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>公用車による交通事故</td><td>36</td><td>6,212,520 円</td></tr>
<tr><td>道路その他工作物管理瑕疵による事故</td><td>25</td><td>13,434,069 円</td></tr>
<tr><td>職員の過失による器物損壊等</td><td>9</td><td>997,333 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>【２】
報第２号</td><td>件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）
＜提出理由＞
市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの
＜主な内容＞
・家賃等滞納者に対する訴えの提起
・件数　５件
・金額　２，２７９，５００円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額）
・訴訟方針等
市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。
相手方が納付等を申し出、必要かつ適当と認める場合は、和解する。
・専決日　令和５年（２０２３年）１月２３日</td></tr>
</table>

【３】 報第３号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（Ｐ２）工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５８１，６３６，８４４円 ↓ ５８２，６６９，２４７円 ２　契約の相手方　　光進・松本建設工事共同企業体 代表者　熊本市東区御領２丁目２８番１号 光進建設　株式会社 代表取締役社長　井上　弘太郎 熊本市南区城南町隈庄５０５番地３ 松本建設　株式会社 代表取締役　松本　英嗣 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１６日

【４】 報第４号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工Ｐ５工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 　工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　４９５，１７５，７３４円 ↓ ５０４，０５６，５０６円 ２　契約の相手方　　松尾・昌南特定建設工事共同企業体 代表者　熊本市中央区新屋敷３丁目１番２２号 松尾建設　株式会社　熊本支店 執行役員支店長　石橋　和人 熊本市西区島崎２丁目８番１３－８０２号 有限会社　昌南建設 代表取締役　三輪　敏郎 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１３日

【５】 報第５号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋橋梁下部工（Ｐ１・Ａ１）工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３９５，１４２，５４３円 ↓ ４０４，８０４，０５５円 ２　契約の相手方　　橋口・宝建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区良町４丁目１０番９８号 株式会社　橋口組 代表取締役　橋口　光徳 熊本市北区植木町豊田６３０番地の１ 株式会社　宝建設 代表取締役　吉岡　正芳 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１０日
【６】 報第６号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－１－１）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３２８，９００，０００円 ↓ ３３４，０５１，０４４円 ２　契約の相手方　　北九州市八幡西区築地町１０番 山九　株式会社　製造・調達部 部長　松尾　公靖 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１６日

【７】 報第７号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－１－２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　４１１，０３７，０００円 ↓ ４１０，８４９，６２２円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区博多駅前２丁目１９番２９号 高田機工　株式会社　福岡営業所 所長　遠矢　良一 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）２月１日
【８】 報第８号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③－２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，４１６，５８０，０００円 ↓ １，４６２，４８４，９９２円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区比恵町１－３０－２０６ 矢田工業　株式会社　九州営業所 所長　青木　肇 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１６日

【９】 報第９号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線Ｃランプ橋（Ｃ２）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 　工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５２５，８９１，３００円 ↓ ５３２，５２２，２７１円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区銀天町２丁目２－２８ 日本車輌製造　株式会社　輸機・インフラ本部営業第二部地域営業グループ福岡営業所 所長　池野　隆雄 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１７日

【１０】 報第 10 号	件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９）請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　７００，７２３，８４１円 ↓ ７６９，５７４，６３２円 ２　契約の相手方　　明治・松本・葛城建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区近見６丁目３番２０号 明治建設　株式会社 代表取締役　岡田　義治 熊本市南区城南町隈庄５０５番地３ 松本建設　株式会社 代表取締役　松本　英嗣 熊本市西区池田１丁目１５番６５号 葛城建設工業　株式会社 代表取締役　高野　晋次 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１６日

【１１】 報第 11 号	件名：専決処分の報告について（国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，２８４，９７６，０００円 ↓ １，２８７，０１７，２６３円 ２　契約の相手方　　大林・岩永特定建設工事共同企業体 代表者　福岡市博多区下川端町９番１２号 株式会社　大林組　九州支店 執行役員支店長　上田　哲夫 熊本市中央区南熊本４丁目８番３２号 株式会社　岩永組 代表取締役　岩永　一宏 ３　専　決　日　　令和５年（２０２３年）１月１１日